

## 文部科学省「学校における教育情報化の実態等に関する調査結果」

平成 27 年 3 月 1 日現在の概要について

拓殖大学名誉教授 山下 省蔵

### 1. はじめに

文部科学省は、初等中等教育における教育の情報化の実態を把握し、関連施策の推進を図るため、平成 27 年 3 月 1 日現在の各都道府県毎の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校について「教育に関する情報化の実態調査」を実施した。

その調査項目は、「学校における ICT 環境の整備状況」と「教員の ICT 活用指導力」についてである。

その結果が平成 27 年 10 月 30 日に正式発表されたので、その主な内容を紹介する。

### 2. 学校における ICT 環境の整備状況の推移について

#### 1) 教育用コンピュータ 1 台当たりの児童・生徒数

調査開始の平成 17 年 3 月では 8.1 人／台であったが、平成 27 年 3 月では 6.4 人／台となり、1 台当たり約 2 人弱減っている。

都道府県別で見ると、平成 27 年 3 月では佐賀県が 2.6 人／台とトップで、最低は愛知県の 8.4 人／台であった。

#### 2) 教員の校務用コンピュータ整備率

調査開始の平成 18 年 3 月では、33.4%であったが平成 27 年 3 月では、113.8%と約 3 倍強の

整備率に上がっている。

都道府県別で整備率を見ると、平成 27 年 3 月では岡山県の 137.6%が最高（教員 1 人当たり約 1.4 台）であり、最低は奈良県の 69.7%で、約 7 割の先生方にしか配備できていない。

#### 3) 普通教室の校内 LAN 整備状況

平成 17 年 3 月では、44.3%であったが、平成 27 年 3 月では 86.4%と、約倍の整備率に上がっている。なお、校内 LAN 設備の内、無線 LAN を整備している割合は、平成 27 年 3 月現在 27.2%と少ない現状である。

都道府県別で見ると、平成 27 年 3 月では最高は岐阜県の 97.3%であり、最低は青森県の 60.4%である。

#### 4) 超高速（30 Mbps 以上）インターネット接続率について

平成 19 年 3 月は、35%であったが、平成 27 年 3 月では 81.6%と、約 2.3 倍となっている。

都道府県別で見ると、平成 27 年 3 月では最高の整備率は京都府の 98.57%で、最低は群馬県の 56.4%である。

#### 5) 電子黒板の整備状況

平成 17 年 3 月、全国での設置台数は 6,894 台であったが、平成 27 年 3 月には 90,573 台と約 13 倍となり、その設置率は増加傾向にある。都道府県別で設置されている学校の割合を見ると、平成 27 年 3 月では佐賀県が 99.0%とトッ

プで、最低は鹿児島県の49.6%である。

#### 6) 実物投影機の設備状況

平成20年3月、全国での設置台数は、56,589台であったが、平成27年3月現在では、178,910台となり、その設置台数は、電子黒板の設置台数を超えている。

#### 7) 教育用コンピュータのうちタブレット型コンピュータの台数について

平成24年3月、全国の設置台数は、26,653台であったが、平成27年3月には、約6倍の156,356台となりタブレット型が普及している。

#### 8) デジタル教科書の整備状況

平成27年3月現在、デジタル教科書整備率の全国平均は、39.3%である。

都道府県別では、佐賀県がダントツで96.1%と高く、最低は北海道の9.8%であるが、全国的には上昇傾向にある。

#### 9) 校務支援システムのある学校の割合

平成27年3月現在、その全国平均は、82.0%である。都道府県別では、佐賀・山口・大分県は100%で、最低は高知県の51.7%である。

### 3. 教員のICT活用指導力について

小中高の教員のICTを活用した指導力の向上の推移について平成19年3月から毎年調査をしてきている。

ここでは、調査初年度の平成19年3月と平成27年3月の調査結果を対比して紹介する。さらに校種別の結果も示した。

#### 1) 教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力

平成19年3月では、活用できる教員の割合は69.4%であったが、毎年数パーセントずつ上昇し、平成27年3月には82.1%になった。

平成27年3月現在、校種別に見ると、小学校では83.2%、中学校では79.7%、高等学校では83.1%で小学校と高校がやや高い。

#### 2) 授業中にICTを活用して指導する能力

平成19年3月では、授業中に活用できる教員は、52.6%であったが、毎年約2パーセントずつ上昇してきており、平成27年3月では71.4%になった。

平成27年3月現在、校種別に見ると、小学校では74.4%、中学校では67.2%、高等学校では70.7%であり、小学校が一番高い。

#### 3) 児童生徒にICT活用を指導できる能力

平成19年3月では、56.3%であったが、毎年約1パーセントずつ上昇し、平成27年3月では65.2%になっている。他の調査項目の中では伸びが小さく、毎年約1%の伸びであった。

校種別に見ると、小学校では68.8%、中学校では59.3%、高等学校では67.0%で中学校が一番低くなっている。

#### 4) 情報モラルなどを指導する能力

平成19年3月では、62.7%であったが、毎年約1パーセントずつ上昇し、平成27年3月では77.7%になっている。毎年約2%弱の伸びが続いてきている。

校種別に見ると、小学校では81.2%、中学校では74.6%、高等学校では78.3%で小学校が一番高い。

#### 5) 校務にICTを活用する能力

平成19年3月では、61.8%であったが、毎年約1パーセントずつ上昇し、平成27年3月では78.2%になっている。毎年約2%の伸びであった。

校種別に見ると、小学校では78.6%、中学校では76.2%、高等学校では81.5%で高等学校の教員が一番高くなっている。

### 4. 教員のICT活用研修参加について

この調査に参加した教員の総数は、全校種で873,608人で、その内平成26年度中にICT研修を受講した教員の総数は302,645人で34.7%であり、受講していない教員は570,350人で65.3%であった。

研修参加率の高い都道府県は、佐賀県が教育施策として推進しており、96.4%と断然高い。最低は、岩手県の12.0%であり、秋田・福島・山梨県が20%以下で低くなっていた。

## 教育情報トピックス

### No. 1 高等学校専攻科修了生の大学への編入学が可能となる

学習者が、目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させることができるようにするために、修業年限2年以上で、かつ文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校の専攻科を修了した者が大学に編入できる制度が創設（学校教育法第58条の2）され、平成28年4月1日から施行される。

その基準は、既に大学への編入学が定められている、専修学校専門課程と同等の基準（省令・告示で、修業年限、総授業時数、教員資格・定数等が規定される）が、平成27年度内に発表される予定である。

#### 参考 高校の専攻科の設置状況

設置校数 138校 在籍生徒数 8,333人  
（平成24年度文科省資料より）

分野としては、看護に関する学科76校生徒数6,726人で断然多く、つづいて水産25校生徒数534人である。主な設置目的は、資格取得である。

工業科の専攻科の設置数は、3番目であり、次に示す。

#### 工業系専攻科の現状

設置校数 18校、生徒数 440人、学科数 24学科  
設置目的 資格取得 16校、専門の進化 18校、再教育 2校、その他 1校  
（設置目的は複数回答結果である）

取得する資格（第一種電気工事士、二級建築士、二級自動車整備士など）

### No. 2 小中一貫教育を行う新たな「義務教育学校」が平成28年度から設置される

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するために、平成11年度から施行された中・高一貫教育を行う「中等教育学校」に続き、現行の小学校、中学校などに加え、学校教育法第1条の学校の種類として、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校として新たに「義務教育学校」が平成28年4月より設置できることになった。

義務教育学校は、義務教育を行う学校の目的にそって、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫した教育を実施することとされている。

学習期間の9年間の内、小中学校の学習指導要領を準用するため、原則として前期6年と後期3年の課程に区分されるが、4・3・2や5・4などの区分の義務教育学校も考えられる。

教員は、原則として小学校と中学校の免許状の併有を原則としている。

この義務教育学校は、9年間同じ校舎の施設で学べる「施設一体型」や統合する近接の小学校と中学校の校舎を活用する「施設分離型」などの義務教育学校も設置されよう。

### No. 3 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度が施行された

道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）が平成25年6月14日に交付され、このうち、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「自転車運転者講習」という）に関する規定が平成27年6月1日から施行された。

これまででも、自転車利用に当たってのルール遵守に重点を置いた取組が推進されてきているが、自転車による事故も多く発生している。

そこで、自転車事故の撲滅を目指し、3年以内に自転車による危険行為を2回以上繰り返す

た者（14才以上）に対し、都道府県公安委員会が自転車運転者講習の受講を命ずることができることになった。（道路交通法108条3の4）

そこで、自転車で通学する機会が多い中学生、高校生及び高等専門学校生に対しては、同講習制度の周知を図り、その趣旨を踏まえた交通安全教育の推進が求められている。また、小学生に対しても、自転車の安全利用を意識させる一層の交通安全の取組が期待されている。

#### (1) 自転車運転者講習の内容等

##### 1) 講習の対象となる危険行為

信号無視、一時不停止、酒酔い運転、ブレーキ不良自転車の運転、遮断踏切への立ち入り、歩道通行時の通行方法違反、徐行違反など

##### 2) 講習受講の条件

危険行為を3年以内に2回以上すると、受講命令が発せられ、講習の受講をしなければならない。その講習時間は3時間で、講習手数料として5700円が必要となる。

この講習を受けないと、受講命令違反として5万円以下の罰金が科せられる。

##### 3) 自転車安全利用の原則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道側を徐行する
- ④ 安全ルールを守る

（飲酒運転・二人乗り・並進・片手運転等の禁止・夜間ライト点灯・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等）

##### ⑤ 子どもは、ヘルメット着用

#### (2) 保険への加入

この講習制度とは関係ないが、通学に自転車を利用している場合、始業に遅刻しそうになり急ぐこと等の原因で、自転車でも死亡事故の加害者となる事例も発生し、多額の賠償責任が求められる恐れもあり、保険に加入させる指導が望まれている。

## No. 4 高等学校での遠隔教育が可能となる

平成27年4月から、高等学校等における通信メディア等を活用した遠隔教育が、文部科学大臣の定めるところにより行うことができるようになった。しかしこの制度上でも、対面により行う授業を原則とし、対面で行う授業と同等の教育効果が認められる場合には、同時双方向型の遠隔教育で代替できる。

具体的には、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業を、学校教育法施行規則に位置付け、制度の弾力化を図ったものである。

遠隔教育により修得できる単位数は、高等学校の全課程の修了要件である74単位のうち36単位までを上限として定めている。

ただし、それぞれの授業では、教科・科目等の特性に応じて相当の時間数を対面授業として行う必要がある。例えば、50分を1単位時間とした場合、国語・地理歴史・公民・数学に属する科目では1単位時間以上、理科に属する科目では4単位時間以上、専門教科・科目では2～8単位時間以上と対面による授業時間が定められている。この制度は、分校や離島等の遠隔地の学校での活用だけでなく、疾病による療養のためや障害のため、相当の期間高等学校等を欠席すると認められる生徒を対象としても実施が可能となった。つまり、文部科学大臣が、生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成し実施する必要があると認めた場合や不登校生徒を対象とした現行の特例制度と同様に、特別な教育課程を編成し実施できる制度である。

この場合、高等学校等で通信等のメディアを用いた教育方法として、事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能な授業の方式である「オンデマンド型の授業」も認められている。